

横浜市立桂小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成29年3月2日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

◇ いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

◇ いじめを防止するための基本的な方向性

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や方向性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し主体的かつ相互に協力し活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

◇学校いじめ防止基本方針の目的

桂小学校では基本理念のもと、いじめ防止のために以下のポイントを基本姿勢として、いじめのない子ども社会の実現を目指すことを目的とする。

- (1) いじめを未然防止するため、児童一人ひとりの豊かな情操と自尊感情の育成、自他を大切にする気持ちを培い、心の通う人間関係を構築できるよう、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を推進する。
- (2) いじめの早期発見のためにいじめを許さない・見過ごさない学校づくり、組織づくりを行い、児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (3) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともにその対応を組織的に行う。
- (4) 当該児童の安全を保障するとともに、保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導対応するべく相談体制・指導体制の充実を図る。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

本校ではいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的に行うため、学校長の任命した教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織である「いじめ防止対策委員会」を中核として、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

◇ 組織の構成

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取り組みを実施し、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検を行う。必要に応じて委員会を開催する。また、日ごろからいじめの問題等、児童指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会」や「児童指導部会」「人権教育推進委員会」「児童支援委員会」等の活用も積極的に行う。いじめ防止対策委員会構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員> 校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任
その他関係する教職員(担任 人権教育主任、特別支援コーディネーター等)

<校外構成員> 学校カウンセラー 教育委員会指導主事 関係機関の助言者等

◇ 組織の役割

- いじめ事案に対しては、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核になって調査を行う。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成や、P D C Aサイクルでの検証を行う。

◇ 年間計画

- 4月
- いじめ防止対応についての研修(いじめの定義・いじめ防止の授業について)
 - 学年・学級・・・横浜プログラム活用による学年学級開き
 - いじめ防止のための授業の実施
 - ・いじめは犯罪であり、罪に問われるもの
 - ・いじめは人間として許されない行為である (いじめをしない心を育てる)
 - 全校朝会での指導
 - ・「学校目標」に関連して
 - ・「よりよい学校生活を送るために」
 - 学年・学級目標決定
 - 人権教育目標決定(通年)
 - 地域訪問の機会を通しての児童理解
 - 児童会テーマ「こんな桂小学校をみんなで作ろう」(代表委員会話し合い)
 - 通年隔月 児童支援会議を通しての児童理解
 - いじめ防止を呼び掛けるポスターを作成して掲示して意識を高める。
 - 学校説明会にて保護者に、ホームページや学校便り、教育懇話会にて地域に「本校いじめ防止基本方針」を説明
- 5月
- 教職員研修「第1回児童理解研修」
 - 運動会への取り組み(道徳や特別活動と連携させて)
「がんばりを認め合おう 仲間と力を合わせて成功させよう」
 - 第1回 学校生活アンケート(本校形式いじめアンケート)実施と児童支援
 - ふれあい活動の実施(通年)
 - ・ふれあい給食 ・ふれあい中遊び ・ふれあい給食遊び

- 6月 ○全校集会
「桂小からいじめをなくし、仲の良い学校にしよう」
児童集会委員会による全校ふれあい集会 全校ふれあい遊び
- 教職員研修 「第1回児童理解研修」
第1回 Y-Pアセスメント 学級風土チェック 学年検討会
- 7月 ○第1回 教育相談週間(保護者・児童)
○ 5年 宿泊体験学習
○ 6年 修学旅行
- 8月 ○教職員研修 「いじめ防止 対応研修」
- 9月 ○4年 宿泊体験学習
○福祉と文化のつどいへの参加(人権福祉に関する標語・ポスター・作文)
- 10月 ○ふれあい遠足
- 11月 ○教職員研修 「第2回児童理解研修」
第2回 Y-Pアセスメント 学級風土チェック 学年検討会
○市一斉いじめアンケートの実施と児童支援
- 12月 ○人権週間の取り組み
・人権に絡んだ講話 ・人権作文の発表 ・学年ごとの人権授業取り組み
○横浜市いじめ防止一斉キャンペーンの取り組み
○第2回 教育相談週間(保護者・児童)
○個別支援級 宿泊体験学習
- 1月
- 2月 ○第2回学校生活アンケート (本校形式いじめアンケート) の実施と児童支援
- 3月 教職員研修 「第3回児童理解研修」「授業に生かす横浜プログラム」

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

◇ いじめ防止への取り組み

- ・児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。また、児童が集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いじめを自分たちの問題として考え防止できるように、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◇ いじめの早期発見

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、些細な兆候であっても見逃さないように児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。また、アンケートの活用や教育相談の充実など、児童が相談をしやすい体制を整える。

また、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、状況を把握し早期発見、早期対応に努める。情報モラル教育の推進により児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

◇ いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導を行う。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な連携をとりながら対応していく。

◇ 研修

教職員が共通理解のもと、組織をあげて断固としていじめを防止できるよう、学校の状況に応じて教職員の人権研修、児童指導研修、児童理解研修等を行う。

◇ 学校評議会の活用

「学校教育懇話会」や「三者連携(学家地)」「中学校区」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決する姿勢を推進する。

4 重大事態への対処

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」があると児童や保護者から申し立てがあったときには、教育委員会等と連携しながら、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

◇ 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

◇ 重大事態の調査

事実関係を可能な限り客観的に速やかに把握するため、必要に応じて教育委員会の指導支援の下学校主体もしくは直接教育委員会にて調査を行い、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止を図る。

◇ 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

5 その他

必要があると見られるときには、この学校いじめ防止基本方針の見直しと修正を行う。